

教育現場におけるハラスメントに対する制度的対応に関する学術的整理

—「データサイエンス教育」受講態度もふまえて—

佐久間 貴士[†] 菅原 良[‡] 奥原 俊^{††} 神崎 秀嗣^{‡‡}

[†]千葉県立保健医療大学健康科学部 [‡]明星大学明星教育センター

^{††}三重大学大学院工学研究科情報工学専攻/データサイエンス教育センター/名古屋大学高等研究院

^{‡‡}秀明大学看護学部

キーワード / オンライン授業, 教室授業, 実習を伴う授業, ハラスメント, 制度的対応

1. 問題の所在

2020年以後のCOVID-19蔓延下において、学生は登校が制限されることとなり、各大学は遠隔授業を工夫しながら実施してきた。オンライン授業では、学生の授業参加に対する態度、参加意欲などに関係するこれまで顕在化してこなかった新たな問題（スクールハラスメント）が報告されている¹⁾。本稿では、新型コロナウイルスの蔓延によって表出したこれらの問題を踏まえ、(1) 教室授業、(2) オンライン授業、そして実習を伴う授業が多い (3) 医療教育現場における、ハラスメントに対する制度的対応について整理する。本研究で扱う問題は、データサイエンス教育における教える側の教育態度、および受講する側の受講態度を考えるうえで、まず最初に熟慮されなければならない根本的な問題である。

2. 対面授業における諸問題

学校教育法には、生徒または学生に対する規定はない。生徒または学生が学校生活を送るうえで準拠しなければならない規定は、一般に校則または学則である。しかし、学校においては、教員と生徒または学生との不均衡なパワーバランス、体罰、スクールカーストといわれる暗黙の生徒間序列が存在するケースなどがあり、いじめ、体罰、刑事事件、民事事件などが発生した場合に校則または学則の範疇を超えて、刑法、民法などの法令による場合が少なくない。

このように、学校では法令による規制が緩くなっているのは、① 生徒・学生のほとんどが未成年であることによる教育的配慮、② 教師が教育活動を行う教育の場であること、に関係している。その場合に重視されるのは、法令によって規制される行動様式ではなく、

教師および生徒または学生によって意識されなければならない校則または学則、そして「学校の集団生活ないし、諸活動に対する帰属度、満足度、依存度などを要因とする児童生徒の個人的、主観的な心理状態」²⁾であるスクールモラルであるように思われる。

2.1 体罰

学校教育法は第11条において、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。但し、体罰を加えることはできない」としており、体罰を明確に否定している。

しかし、文部科学省は、「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）」において、「児童生徒への指導に当たり、学校教育法第11条ただし書にいう体罰は、いかなる場合においても行ってはならない」³⁾としつつも、「当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである」⁴⁾とし、体罰は禁止するが懲戒は許容するとの見解を示している。

2.2 セクシャルハラスメント

セクハラは、職務上の地位を利用し、成績、卒業等の「対価」を背景として性的言動を行う「対価型」、はっきりとした不利益は伴わないが、性的な言動を繰り返すことによって就業、修学環境を悪化させる「環境

型」に分類することができる。

学校で行われるセクハラは、セクハラの加害者となる教職員の言動がセクハラと気付いていない場合が多く、教職員と生徒との間に絶対的な優劣関係あることにより、「生徒が拒否しなかった」という事実があっても、当該言動を正当化することが極めて弱い。

また、性に関する言動に対する受け止め方には、個人や性別で差があり、セクハラにあたるか否かについては、被害者側の受け止め方が重要である。さらに、教職員と保護者との間においては、学校内ばかりでなく、学校外や勤務時間外での接触の中で、子どもの成績や進路をめぐってセクハラと訴えられる場合がある。

2.3 いじめ

いじめの問題は、教職員や保護者の認知しないところで進行するケースがほとんどで、顕在化したときにはすでに手遅れという状況に至ることが多い。いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、社会的発達の阻害、自尊心の低下、学習意欲の低下等の弊害が指摘され、場合によってはいじめを受けた児童・生徒の生命または身体に重大な危険を生じさせる場合がある。

3. オンライン授業における諸問題

オンライン授業を実施するにあたり、受講者の受講態度が問題になることがある。多くの大学あるいは教育機関では、オンライン授業を実施するにあたり、情報倫理に関する注意点や禁止事項を定めて明示している。例えば岩手県立大学では、「遠隔授業を受ける際の注意点」^[4]と題して、情報モラルと著作権の尊重について次のようにまとめている。「パソコンやインターネットを効率的に活用するためには、一人ひとりの『モラル(道徳・倫理)』や『良識(ものごとを正しく判断する能力)』が重要です」。さらに、オンライン授業の URL や認証情報の他人への配布、授業の様子や授業の動画に関しては、その配布を禁止している

4. 医療教育現場における諸問題

各大学では、学生とのトラブルを未然に回避し各大学の教育効果を可視化できるように腐心している。また、各大学では、担任制を採用しており、各学生の相談に応じているケースもある。さらに、例えばA大学では前期2回、後期2回、授業改善アンケートを実施し、学生の要望から授業改善を行っており、先ず担当

教員が省察し、さらに一定の不評の結果があれば、担当教員は学部長面談、さらに担当理事の面談も行っているケースもあるようである。このような取組みの背景には、教員に対する授業改善の強い要望があり、教員によるパワハラなどが隠れていることが推察される。

文部科学省が発表している「コロナ禍における大学等の学生へのメンタルヘルス等のケアについて」によると、医療専門職養成課程においては、講義だけでなく実習施設での臨地実習が課されている。臨地実習施設側の責任者は必ずしも教育歴があるわけでないため、言動や態度が強くなる傾向があることが指摘されている^[4]。実際、看護師だけでなく、理学療法士ほかリハビリテーション専門職の臨地実習時に「言葉による不当な待遇」、「身体へおよぶ不当な待遇」、「学業に関する不当な待遇」、「セクシャルハラスメント」、「性差別の経験」および「他科または他職種との関係」の領域で不当な扱いを受けている^[4]。A大学では、臨地実習について授業改善アンケートを実施しており、教授法に留まらず実習先の設備面等についても改善項目が示されている。

5. まとめ

昨今毎日のように報道される体罰、セクハラ、いじめといった教育の現場で生起する問題に対処するためには、教職員および児童、生徒、学生の倫理観を過大に評価するのではなく、教育的配慮という側面は必要ではあるものの、法制度によって被害者の人権が確固たるものとして保護され、学校に係る参加者が楽しく有意義に過ごせるような制度および法律が介入する余地を見直す時期に差し掛かっているように思う。

参考文献

- [1] 四辻伸吾, 房村利香, いじめ調査の在り方についての一考察: 新型コロナウイルス感染拡大以後に提出された調査報告書の提言部分に焦点を当てて. 大阪大谷大学紀要, 57, 55-68, 2023
- [2] 藤原和政, 河村茂雄, 高校生における学校適応とスクール・モラルとの関連—学校タイプの視点から—。カウンセリング研究, 47 (4), 196-203, 2014
- [3] 文部科学省, 問題行動を起こす児童生徒に対する指導について (通知)・学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方.
- [4] 岩手県立大学, 遠隔授業を受ける際の注意「情報モラル, 著作権の尊重」について